

ので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年9月25日

福岡県知事 小川 洋

1 施工者の名称

古賀市

2 都市計画事業の種類及び名称

古賀都市計画下水道事業古賀公共下水道

3 事業施行期間

昭和41年7月20日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成22年福岡県告示第1409号の事業地に次の区域を加える。

古賀市 青柳町 字狐崎、字笹川、字新城、字辻ヶ鼻、字中溝、
字原、字古屋敷、字道田、字三瀬原、
字良仙寺の一部

小山田 字船原の一部

川原 字今一、字植松、字大塚、字於宮町、字瓦田、
字鷹ノ熊、字原、字髭園、字樋田、
字福王の一部

新原 字下別当、字野口の一部

谷山 字後田、字裏ノ山、字大塚、字河内、
字谷別当、字野中、字節原、字古ノ屋敷、
字松葉、字恵下、字柳原の一部

筵内 字茶屋ノ裏、字南原の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1635号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年9月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
田川支80	大任町地域包括支援センター	田川郡大任町大字大行事3090	24・9・1	予支援
京介薬72	コーエイ調剤薬局	京都郡菟田町富久町2丁目28-17	24・9・3	居管・予居管
行介薬61	かわかみ薬局	行橋市西宮市2丁目11-30	24・6・1	居管・予居管
行介薬65	かわかみ薬局泉中央店	行橋市泉中央3丁目3-8	24・8・1	居管・予居管
大居217	メルシイ福祉用具サービス	大牟田市新栄町8-2	24・8・1	福用・福販・予福用・予福販
直居105	たくみ苑デイサービスセンター	直方市大字植木595	24・8・1	通介・予通介
直居107	デイサービスまひろ	直方市大字上新入1647-4	24・9・1	通介・予通介
直居106	たくみ苑ヘルパーステーション	直方市大字植木595	24・8・1	訪介・予訪介
直居108	ヘルパーステーションまひろ	直方市大字上新入1647-4	24・9・1	訪介・予訪介
飯居300	デイサービスウェルケア吉原町	飯塚市吉原町11-21	24・9・1	通介・予通介
飯居302	さくらデイサービス 柏の森	飯塚市柏の森514-4	24・9・1	通介・予通介

飯居301	ヘルパーステーションウエルケア吉原町	飯塚市吉原町11-21	24・9・1	訪介・予訪介
田居177	ヘルパーステーション三輪	田川市大字伊田4005-1	24・9・1	訪介・予訪介
田支65	ケアプラン三輪	田川市大字伊田4005-1	24・9・1	居支
中居67	ヘルパーステーション桃のはな	中間市大字垣生1424-2	24・9・1	訪介・予訪介
像居72	ライズケアセンター	宗像市東郷126-4	24・8・1	通介・予通介
像支36	ほくとケアプラン	宗像市石丸3丁目4-18 (レジデンス福岡105)	24・9・1	居支
宰居61	デイサービスほぶり太宰府	太宰府市大佐野4丁目18-14	24・9・1	通介
糸島地居62	マイネスハウス浦志デイサービスセンター	糸島市浦志3丁目4-12	24・7・1	通介・予通介
筑紫地支7	ヤエスケアプラン福岡	筑紫郡那珂川町五郎丸1丁目149-2	24・9・1	居支
福津居44	宅老所第2たんぼぼ	福津市東福岡2丁目24-8	24・7・1	通介・予通介
宗遠居29	デイサービスセンターおひさま	遠賀郡岡垣町海老津駅前10-16	24・8・1	通介・予通介
筑居43	デイサービスぶどうの樹六角堂	筑後市大字久富667-1	24・3・1	認通・予認通

福岡県告示第1636号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年9月25日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
筑紫居23	総合福祉ツクイ筑紫野デイサービスセンターふれあい	ツクイ筑紫野	筑紫野市原田8丁目4-3	24・8・1
筑紫居25	総合福祉ツクイ筑紫野	ツクイ筑紫野	筑紫野市原田8丁目4-3	24・8・1
春居28	ツクイ春日一の谷デイサービスセンター	ツクイ春日一の谷	春日市一の谷1丁目102	24・8・1
粕居32	ツクイ粕屋	ツクイ福岡粕屋	糟屋郡粕屋町大字仲原1798-1	24・8・1
飯支63	いずみのさわ在宅ケアセンター居宅介護支援事業所	柴田みえこ在宅ケアセンターケアプランサービス	飯塚市鶴三緒1546-3	24・9・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
遠介歯76	あおぞら歯科	遠賀郡水巻町二東1丁目1234-2	遠賀郡水巻町二東1丁目4-21	24・7・27
田居71	ライフサポート・桜	田川市大字楠2303-4	田川市大字楠2303-4 (コーモド桜ヶ丘B-1-1-201)	24・8・6
中居43	ヘルパーステーション心音	中間市土手ノ内3丁目13-20	遠賀郡水巻町頃末北1丁目6-7	24・6・30
飯支63	柴田みえこ在宅ケアセンターケアプランサービス	飯塚市勢田1806-1	飯塚市鶴三緒1546-3	24・9・1

福岡県告示第1637号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年9月25日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
中居43	ヘルパーステーション心音	遠賀郡水巻町頃末北1丁目6-7	24・6・30

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大支53	ケアプランサービスセンターポーリア	大牟田市樋口町6-12（シティハイムマルワ102）	24・8・25
直居13	社会保険筑豊病院ホームヘルパーステーション	直方市大字山部765-1	24・7・31
飯居294	ヘルパーステーションみちくさ	飯塚市鹿毛馬1407-2	24・7・31
朝倉居52	デイサービスひかりハウス	朝倉市三奈木3240-7	24・7・31
宗遠居11	介護24あじさい	遠賀郡芦屋町緑ヶ丘1-1-102	24・6・30
嘉麻居30	社会保険稲築病院介護サービスセンター いなつきデイサービスセンター	嘉麻市口春744	24・7・31

福岡県告示第1638号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院から名称の変更の届出があったので、次のように告示する。

平成24年9月25日

福岡県知事 小川 洋

旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
財団法人医療・介護・教育研究財団柳川病院	一般財団法人医療・介護・教育研究財団柳川病院	柳川市筑紫町29	平成24年3月1日

福岡県告示第1639号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年9月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生354	医療法人親和会 のぞみクリニック	糟屋郡新宮町大字原上1574-1	24・9・1
福津生44	おがわせせらぎ診療所	福津市中央3丁目1-1 福岡駅ビル1F105	24・9・1
糸島地生88	櫛田学整形外科クリニック	糸島市波多江268番4	24・8・1
朝倉生61	古賀循環器内科クリニック	朝倉市堤653-1	24・9・1

大生442	林田クリニック	大牟田市東新町1丁目1-2	24・8・8
直生146	ゆのはら眼科	直方市湯野原2丁目1-1	24・7・1
京生132	耳鼻咽喉科かざまクリニック	京都郡苅田町富久町2丁目10番地15	24・9・1
春生歯86	はらだ歯科	春日市春日原北町4丁目11 メディカルシティ春日原2F	24・9・1
古生薬26	クオール薬局 古賀店	古賀市舞の里3丁目8番17号	24・9・1
朝倉生薬49	中央薬局 朝倉つつみ店	朝倉市堤642番1	24・9・1
柳生薬47	吉川薬局	柳川市大浜町501-2	24・6・29
大生薬173	ファーマシー・コガ	大牟田市大字歴木1807-1152	23・10・1
京生薬72	コーエイ調剤薬局	京都郡苅田町富久町2丁目28-17	24・9・1
豊生薬27	そうごう薬局 豊前吉木店	豊前市大字吉木441-1	24・9・1
中生訪1	訪問看護ステーション看来	中間市桜台1丁目19-5	24・8・1

福岡県告示第1640号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年9月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
直生145	ゆのはら眼科	直方市湯野原2丁目1-1	24・6・30
大生56	林田泌尿器・皮膚科医院	大牟田市東新町1丁目1-2	24・8・7
宰生歯14	やました歯科医院	太宰府市大字大佐野948-3	24・7・21
粕生薬78	大賀薬局粕屋志免調剤店	糟屋郡志免町志免4丁目22-11	24・5・31

福岡県告示第1641号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年9月25日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
直生32	社会保険筑豊病院	社会保険直方病院	直方市須崎町1番1号	24・7・29

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
直生32	社会保険直方病院	直方市大字山部765-1	直方市須崎町1番1号	24・7・29

京生108	社会医療法人 陽明会 御所 病院	京都郡みやこ町勝山松 田1133	京都郡苅田町大字新津 1400番地	24・8・1
-------	------------------------	---------------------	----------------------	--------

福岡県告示第1642号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年9月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
古生マ15	吉村 大樹（りた在宅鍼灸マッサージ）	古賀市久保1341-6	24・8・1
八女生柔30	秋田 信善（秋田整骨院）	八女市豊福279-1 豊福 店舗1階	24・9・1
大川生柔25	高橋 宏尚（金龍堂整骨院）	大川市大字榎津843-3	24・8・4
行生柔25	川下 佳毅（獅子丸整骨院）	行橋市西泉6丁目1-1 コスタ行橋アミューズ棟 1F	24・8・1
春生柔36	倉吉 英典（にこにこ整骨院）	春日市日の出町6丁目48	24・8・1
春生柔37	竹中 佐織（春日原鍼灸整骨院）	春日市春日原北町3丁目 25	24・9・1
大野生柔28	安河内 雅之（道の駅整骨院）	大野城市錦町4丁目3- 33 JGMヴェルデ春日 原駅前505号	24・8・17
大野生柔29	角 裕太（すみ整骨院）	大野城市大池1丁目7- 25	24・8・31

大野生柔30	別府 昭洋（すみ整骨院）	大野城市大池1丁目7- 25	24・8・31
粕生柔74	大國 聖史（大国整骨院）	糟屋郡久山町大字久原 2597-7	24・7・2
粕生柔75	大森 和子（大きな森の整骨院）	糟屋郡宇美町宇美東1丁 目1-1	24・9・1
粕生柔76	後藤 航（さくら通り整骨院）	糟屋郡粕屋町花ヶ浦1丁 目2-2パティオ福岡東 W棟1F	24・8・3

福岡県告示第1643号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年9月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
柳生柔12	大坪美孝（大坪整骨院）	柳川市本城町45	24・8・1
八女生柔26	古川敦史（やつひめ整骨院）	八女市平田532番地8	24・8・20
宰生柔30	森 真維（からだ屋本舗 整骨院）	太宰府市都府楼南5丁目6-12	24・8・1
宰生柔31	山下 勇輝（からだ屋本 舗整骨院）	太宰府市都府楼南5丁目6-12	24・8・1

福岡県告示第1644号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年

法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成24年9月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定の辞退年月日
筑紫生マ24	山内 隆憲(うぐいす治療院)	筑紫野市二日市北4丁目17-5サンラーク二日市116	24・7・31

福岡県告示第1645号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成21年9月福岡県告示第1356号直方都市計画道路事業3・4・3号直方駅行橋線(直方駅前広場)、3・6・16号直方駅上老良線、3・5・15号山部高木線、3・5・15号山部高木線(直方駅山部口広場)、8・7・1号直方自由通路線及び8・7・2号直方駅南自由通路線〔直方市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年9月25日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成18年10月27日から平成27年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第1646号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年9月25日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) マックスバリュ新宮店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町大字下府字浜840-306ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1647号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業元松原地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成24年9月25日

福岡県知事 小川 洋

市町村	大字	字	地番	地目	地積(平方メートル)
岡垣町	吉木	中牟田	299番	田	96
岡垣町	吉木	中牟田	345番1	田	943のうち174
岡垣町	吉木	砥石面	127番	田	1409のうち96
岡垣町	吉木	江頭	796番1	田	1366のうち352
岡垣町	吉木	野添	37番	田	1126のうち270
岡垣町	吉木	野添	74番1	田	72
岡垣町	吉木	野添	86番1	田	491

岡垣町	吉木	野添	80番	田	751のうち664.54
岡垣町	吉木	砥石面	110番1	田	676のうち112
岡垣町	吉木	新貝	2297番1	田	1052のうち945
岡垣町	吉木	砥石面	117番	田	656のうち45
岡垣町	吉木	砥石面	122番2	田	1326のうち490
岡垣町	吉木	中牟田	307番1	田	444
岡垣町	吉木	中牟田	320番1	田	538のうち491
岡垣町	吉木	野添	23番	田	121
岡垣町	吉木	野添	25番1	田	526のうち257
岡垣町	吉木	野添	24番1	田	625のうち65
岡垣町	吉木	中牟田	324番1	田	789のうち279
岡垣町	吉木	中牟田	339番4	田	1057のうち158

福岡県告示第1648号

解散した清算法人福田土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17条の規定により次のように公告する。

平成24年9月25日

福岡県知事 小川 洋

氏 名	住 所
上野 正剛	朝倉市平塚1291番地1
原田 秀保	〃 小隈519番地
永露 吉實	〃 平塚1051番地
上野 幸満	〃 〃 1501番地2
原田 一彦	〃 小隈210番地2
西村 利通	〃 〃 416番地1
西田 勲	〃 平塚890番地
三好 茂盛	〃 小隈476番地1

上野 喜久治	朝倉市平塚624番地
永露 啓	〃 〃 966番地2
永露 繁明	〃 〃 1280番地
永露 義治	〃 〃 1126番地1

福岡県告示第1649号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月25日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

直方市大字頓野2030番1、2030番2の一部、2030番4の一部、2030番7から2030番15まで、2174番1から2174番5まで、2175番1及び2175番3から2175番8まで並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市立岩915番地1

協立ハウジング 株式会社

代表取締役 竹本 千代

福岡県告示第1650号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年9月25日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年9月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 にしてつストア三潁店
(2) 所在地 福岡県久留米市三潁町早津崎811番1号ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西鉄ストア 代表取締役 有馬 紀顕	株式会社西鉄ストア 代表取締役 築嶋 俊之

福岡県告示第1651号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年9月25日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年8月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人美夜古の会
(2) 代表者の氏名
篠原 孝仁
(3) 主たる事務所の所在地
福岡県行橋市大字宝山600番地4
(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障がい者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障がい者福祉の増進及び障がい者が安心して暮らせる街づくりの実現に寄与することを目的とする。

公 告

公告

平成23年度財団法人道府県会館の災害相互共済事業の経営状況について財団法人道府県会館理事長から報告がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により公表する。

平成24年9月25日

福岡県知事 小川 洋

1 建物共済事業

分担金その他収入	1,388,550,123円
災害共済金その他支出	538,643,695円
正味財産	1,713,486,317円

2 機械損害共済事業

分担金その他収入	785,511,488円
災害共済金その他支出	167,033,930円
正味財産	690,861,575円

公告

福岡県文化賞表彰規程（平成5年8月福岡県告示第1254号の2）第4条の規定に基づき、平成24年度福岡県文化賞被表彰者を次のとおり決定したので、同告示第5条第2項の規定により公表する。

平成24年9月25日

福岡県知事 小川 洋

部 門	被 表 彰 者
創 造 部 門	染織家 築城則子
社 会 部 門	福岡県立大学附属研究所生涯福祉研究センター・山本作兵衛さんを<読む>会
奨 励 部 門	作家 西村健

教育委員会

福岡県教育委員会告示第12号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第24条第7項の規定に基づき、
福岡県指定無形文化財保持者を次のとおり解除する。

平成24年9月25日

福岡県教育委員会

名 称	関係告示	認定解除される者	認定解除年月日
博多人形 博多人 形製作技術	平成9年福岡県教育委員 会告示第91号	中ノ子 富基子	平成24年2月23日